

令和6年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

令和6年9月10日（火）

午前 10 時 開 議

【 開 会 】

【 会議録署名委員の指名 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【 議案第28号～第38号・同意第11号～第13号審査 】

日程第2 議案第28号 令和6年度葛巻町一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・ 1

日程第3 議案第29号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

日程第4 議案第30号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 5

日程第5 議案第31号 葛巻町ふるさとづくり寄附条例の全部を改正する条例・・・・・・・・ 6

日程第6 議案第32号 行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 6

日程第7 議案第33号 葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 7

日程第8 議案第34号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて・・・・・・・・ 14

日程第9 議案第35号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて・・・・・・・・ 14

日程第10 議案第36号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決をを求めることについて・・・・・・・・ 15

日程第11 議案第37号 葛巻町新庁舎建設工事（2期：外構工事）の請負契約の締結に関し議決をを求めることについて・・・・・・・・ 15

日程第12 議案第38号 町道葛巻浦子内線道路改良整備（その6）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて・・・・・・・・ 15

日程第13 同意第11号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて・・・・・・・・ 16

日程第14	同意第12号	教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	16
日程第15	同意第13号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて	17

令和6年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和6年8月29日（木）					
再開年月日	令和6年9月6日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年9月10日（火） 開議10時00分 散会10時58分					
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の有無	議席番号	委員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	-
会議録署名委員	1 番	竹花 結	6 番	姉帯 春治		
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり	議会事務局長補佐	金子 桂子		

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	大久保 栄作		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

健康福祉課長。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一君)

朝の挨拶をいたします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、竹花結委員、姉帯春治委員を指名します。

次に、議案審査を行います。質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

初めに、日程第2、議案第28号、令和6年度葛巻町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
深澤委員。

深澤進委員

13ページ、4款衛生費、1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン定期接種業務、今回のワクチンの接種対象者と日程についてお伺いいたします。

健康福祉課長 (大石和人君)

ただいまの質問のほうを回答させていただきます。まず、実施期間になりますが、こちらのほうは10月開始を予定しております。これは、今回補正予算を上げさせていただいたコロナウイルスですが、こちらのほう、今年度から定期接種のB類というのに分類されました。これまではインフルエンザのみだったんですが、今回コロナウイルスも加わりまして、こちらのほう、2つ合わせたような形で10月から開始させていただきたいと今思っております。

この開始時期につきましては、コロナワクチンの確保状況等も考慮しながら進めていかなくてはならないと思っておりますので、葛巻病院のほうと調整しながら、その辺の具体的な開始時期というのは確定させていただきたいと思っております。決まりましたら、早急に住民の皆さんにお知らせしたいと思っております。

そしてあと、対象者でございますが、対象者も、こちらも定期接種のB類、インフルエンザと同じような対象者となります。65歳以上の方、あとは60歳から65歳未満の方で心臓とか腎臓とか呼吸器、免疫機能障がい等を有する方ということで、障がい者区分の1級相当に該当する方についてはこの予防接種の該当になります。

以上になります。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかに質疑の方。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、今回の2号補正全体の部分でお伺いをいたしたいと思います。主要な今回の補正の内容でございますけども、歳入では2億5,000万の地方交付税がありました。それから、繰越金の1億5,000万、純繰越金に対しまして、この財源がどちらに向かったかというふうな形でお伺いをいたしたいと思いますが、これが歳出では総務管理費の基金管理費に向かえば、まずまず数値が合うのかなと思います。そのような理解でよろしいのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

今回の歳入のほうは、普通交付税が2億5,200万ほどの補正、それから純繰越金が1億5,200万ほどの補正ということになっておりまして、ご指摘のとおり財政調整基金等積立金、3つの基金がございますので、こちらに3億5,000万ほど、それから予備費等で調整したところでございます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。主な内容としては、そのようなことでいいんですね。分かりました。ありがとうございました。

次に、8ページの歳入の中での町民税、今回所得割で1,700万円ほどの減額になっております。5年度の、前年度の所得割との対前年度比、比べますとかなり落ちているのではないのかなと。私の計算ですと1,800万ぐらい減額になっておりますが、この減額になっている要因と、今後も所得割についてはこのような減額傾向になっていくのかどうか、この所得割の今後の見通しについても併せてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。今回の所得割の減額ですが、定額減税によるもので、当初予算ではこちらのほうを積算しておりませんでしたので、大体減額、定額減税の額が固まったもので、1,700万円ほど減額するものでございます。5年度の住民税の所得割ですが、本当に当初予算と比べまして、所得減等の影響もありまして減っておりましたが、5年度の所得と今年の申告状況を見ますと、前の年よりは、若干ですが、所得等が改善している状況がありましたので、今

後は昨年度同様には減額にはならないかと思っております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身については分かりましたが、あまり落ち込まないというふうな理解でよろしいのか、もう一度お尋ねいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子君）

お答えいたします。今年予算を見ておりますが、これ以上は、徴収率の状況にもよりますが、大幅には落ち込まない予定でございます。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

次に、同じページの8ページの地方交付税、今回2億5,200万ほどになりまして、合わせまして35億3,200万円ほどになってくるわけでござい

ますが、これが確定というふうなお話でございましたので、この普通交付税、年間を通じますと対前年比で7,000万円ほどの増額になるのかなど、私の試算ではそのようになっておりますが、7,000万円ほどの増額になった要因はどのような形での7,000万円なのか。これ計算式がはっきり出ていますので、調査しておられるかと思っておりますので、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

普通交付税につきましては、毎年度算定されるわけですが、基準財政需要額と基準財政収入額を算定いたしまして、その差額につきまして地方交付税で交付されるというような制度でございます。

そういった中で、基準財政需要額におきまして公債費、いわゆる起債を借りたものの返還がございましたが、その返還に対する交付税の算入分が増えたというようなところが主な要因であるというように捉えているものでございます。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。つまり起債の繰上償還などが影響しているというふうなことの理由というふうな今のお話でしょうか。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

起債の償還といたしますか、償還の額が大きくなってくるので、それに対する交付税の手当てが増えたというような捉え方でよろしいかと思えますので、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。これまでの返還額が大きくなったというのが一番大きな理由ということで、かなり影響するんですね。分かりました。

じゃ、もう一つだけ伺いたいと思います。9ページの繰越金でございますが、今年度1億5,200万ほど、今回計上になっておりましたんで、これも対前年度との比較でちょっと比較検討してみますと、今年度の純繰越金は5億6,500万ほどですので、大分少ないというふうな形になるかと思っておりますが、こういったような要因について伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

純繰越金でございますが、前年度と比較しますと少ないということなんですけども、前年度に通常、繰越金が多くなろうとしますと、3月の補正で基金に積み立てたりとかという調整をするわけなんですけども、昨年度の繰越しの段階で財源等が、繰越事業の支払い等の関係で財源等の不足等が生じないようにということで、昨年は繰越金を多く調整したところでございます。それに比較して、次の年になりますけども、そういった状況が生じないということから、3月で調整して、繰越金につきましてこの額で調整して、比較しますと繰越金自体は少なくなっているという状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。そうしますと、今回の1億5,200万ほどの繰越金でございますが、つまり例年のような形になったという見方の考えでよろしいのか、また伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

前年度が多かったということで、今年度分は通常どおりだというように捉えているところがございますので、よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかに質疑の方。ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 28 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 28 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 28 号、令和 6 年度葛巻町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3、議案第 29 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 29 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 29 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 29 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 30 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 30 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願いま

す。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 30 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 31 号、葛巻町ふるさとづくり寄附条例の全部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 31 号、葛巻町ふるさとづくり寄附条例の全部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 31 号、葛巻町ふるさとづくり寄附条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 32 号、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 32 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 32 号、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 32 号、行政手続における特定の個人を識別するための個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 33 号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

今回の水道条例の改正に関しましては、特に水道事業につきましては給水収益が減少傾向とな

る中、給水の安定的な確保に努めていただいているところでございます。

そこで、まず1点目であります、本町の水道料金は他市町村、県下の中でどの程度の水準にあるのかをお伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

水道事業所長。

水道事業所長（和野康弘君）

お答え申し上げます。現在の葛巻町の水道料金を他の市町村と比較した場合ということで、水道料金につきましては、一般的に20立方メートル使用するのがまず平均的だという見方になっておりますので、20立方メートルでの数値でご回答のほうをさせていただきたいと思っております。

県内33市町村でございますけれども、そのうち葛巻町は27番目の使用料ということで、3,432円が20立方メートル使用した際の金額となっております。

近隣の市町村では、じゃ、どうなのかということで、盛岡広域管内での市町村で見比べましたところ、当町は現行の料金ですと一番安い状況ということでございます。

また、近隣の一戸町さん、あと九戸村さん、岩泉町さん等と比較しても、現在の葛巻町の料金は一番低いという状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ありがとうございます。それでは、今回の水道料金の引上げでございますけれども、過去、20年近くなかったようなと思っておりますが、今回の引上げに至るその経緯、それと引上げの要因につきましてお伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。これまでの料金改定の経緯ということでございますが、今おっしゃいますようにこれまでの水道料金の値上げにつきましては、消費税の改定に伴って以外は改定してこなかったところでございまして、平成17年に行っておりますが、これが最後の改定でありまして、実質的に19年ぶりの改定になっているのであります。

また、平成28年度には簡易水道事業から上下水道事業に移行するという、そういう時期でもありましたし、また会計も企業会計に移行しているという、そういう状況の時期でもあったということであります、この間。さらには、平成26年からであります、元年まででありますけれども、江刈簡水の布設替え工事を進めてきたところでありまして、併せて今年からであります、北部地

区の簡易水道の布設替え工事を進めていると、そういう状況が今の事業の状況でもあります。

こうした中でありますが、事業運営にかかる経費はその事業収入によって賄わなければならないという一つの企業会計の原則があるものでございまして、これに基づきまして事業の効率化、あるいは経費節減を図る、そういう取組も努力もしてきたところであります。そういう中で、料金改定を、これまで据置きをしてきたというところでもあります。

しかしながら、今回の施設整備等々におきましてであります、企業債の償還や昨今の物価高等々によりまして、そのコストも上昇してきているということ、それから人口減少等によりましての給水人口が減っていることによつての水道料金が減少してきているというのが大きなところでありまして、そういったふうなこと等が運営上で限界になってきているという状況がございませう。

したがいまして、安定的な水道事業を維持するために、今回水道料金の値上げをお願いするものであります。よろしくどうぞお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ありがとうございます。経緯、そして要因につきましてとは分かりました。

それで、水道料金の引上げであります、今回の引上げの要点、ポイントであります。そして、改正がこの時期となったことにつきましてお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

水道事業所長。

水道事業所長（和野康弘君）

お答え申し上げます。今回の改正のポイントでございます。まずは、高齢者世帯など少量利用者への配慮ということをまずは念頭に置いて改正を考えてみました。この増額負担については、なるべく使用形態によつての不均衡が生じない料金体系としたいというふうにはまずはお考えいたしましたけれども、高齢者世帯等の少量利用者に対して値上げ幅を抑えるなどの配慮をしたいということでの検討を念頭に置いております。といいますのは、葛巻町の水道の使用実態を調査した結果なんですけれども、家庭用利用者の約50%が8立方メートル以下の使用量であることが分かりました。これまで当町の水道料金の体系としまして、家庭用の基本水量が10立方メートルになっております。そうしますと10立方メートル使わず、使っていない部分まで基本料金を払っていたという方が、ここに結構な方がいらっしゃるということが判明しました。

そういうことから、今回料金改正に当たっては、基本水量を10立方メートルから8立方メー

トルに引下げということでまずは考えております。その結果、基本料金の改定率が、8立方メートルまでの方々につきましては、6.3%の増額ということで、できるだけ多くの少量利用者の方々の使用料を抑制ということでの配慮をしたところが大きなポイントでございます。全体では、大体16%から20%の増額というふうな形にはなりませんけれども、できるだけ少量利用者以外の方々につきましては同じような増額の率で増額改正をしたいということが今回のポイントでございます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ありがとうございます。もう一点だけお伺いをいたします。高齢者世帯等の配慮という話でございます。あわせて、低所得者の負担軽減分も入っているようでございますが、このことがほかの利用者の方への負担、この負担に影響が及ぶのかどうか、その点につきましてお伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の低所得者等々の対策

といたしますか、そういったふうなこと等が結果として他の水道料金の増額といたしますか、そういうことになってはいないかということでございますが、基本的な話をまず最初にいたしますと、水道料金の設定につきましては、まず企業会計の独立採算制の原則に従って、使用した量に応じた使用料を負担していただくというのが原則になっているものでございまして、したがって水道料金の設定においては特定の階層に優遇しているとか、そういう状況のこととはなっていないものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

そういう中でお話を申し上げますが、水道料金は基本料金と超過料金を合わせた形で計算されているものであります。今回の改定では、基本料金の値上げを抑制することで、1つは高齢者であったり、あるいは低所得者の負担の軽減にもつながってはいるところであります。それは、高齢者世帯において、これまで、先ほど所長のほうからも話ありましたが、1か月当たりの使用水量が10立方未満といたしますか、10立方に満たない世帯が約50%ほどおりましたということであります。そういう中で、今回の基本料金の10立方から8立方に引下げをしたことによりまして、これまで以上に実際に使用している水道料金といたしますか、量に応じた水道料金になっているものであります。

したがって、この軽減分といたしますか、他の使用者に配分するという考え方ではなくて、実

際に使用した水量に対して相応の負担をしていただくという基本的な部分をしっかりとしながらの水道料金体系になっているものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

水道料金の値上げの関係につきましては、これまで全員協議会等で2回ほど説明をいただいておりますので、おおよその見当はついておりますが、さらにただいま委員からも質疑があったことも踏まえまして、ちょっと私からの質疑をさせていただきたいなど、このように思っております。

一番の要因等については、いろいろ先ほど答弁の中にもありましたけれども、根本的には人口減による給水人口、昨年度の時点で約5,000人なわけですね。仮にこれが、給水人口が1万人いたとしたならば、今回の16%の値上げはどうなっただろうかなど、そのようにも考えました。それで、現在の5,000人を1万人に、昔、そのぐらいいはいたわけでございますけれども、以前はいたわけでございますけれども、1万人いた場合での給水収益、ざっと考えた場合にはどのような計算になっているのかお尋ねをいたしたいなと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今お話しいただきましたように1万人の人口を推計した水道料金というのは試算はしていないわけですが、先ほど課長のほうから管内の状況であったり、あるいは隣接の町村の水道料金の答弁をさせていただいたわけですが、いずれにいたしましても水道料金におきましては最低といたしますか、最も低い町であるということでもあります。

そういったことからしますと、うちの人口1万という以上の、今後1万人を想定する場合に、他の町村は、隣の町の岩手町もそうなわけですし、一戸町もそうなわけですが、1万人を超えている人口等と比較いたしますと、そういう面での額ということからしますと、うちのほうが現段階でも低いという状況にあるということをご理解賜りたいと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そういうふうな計算も成り立つんですね。改正が19年ぶりの、しばらくぶりの改正ということで、どちらかといえば遅きに失した改正なのかなというふうにも考えられるわけですが、町当局で

はこういったような分についてはどのようなお考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

この改正、19年ぶりということですが、これを振り返ってみますと、これまでの状況等々につきましても、これまでそれぞれの江刈簡水の布設替え整備であったり、あるいは北部の水害の整備も始めているということと、さらには諸物価の上昇等がありまして、町民の生活が大変厳しいといえますか、そういう状況にあるということ等も踏まえながらでありまして、そういう中に経営努力を、最善の努力をしながらここまで来たことが、結果として今の料金を、限界ではあるわけですが、19年、そういう中に維持することができたであろうと、このようにも思っておるところであります。

したがって、こういう水道料金そのものにおきましても企業会計に移行して以降は、特にも収入に、水道料金の収入によって事業を運営していくという基本原則もあるわけですが、そういうふうなこと等を見据えながら、その時期から取り組んできた成果でもあると、このように思っておりまして、この期間改正をしなかったといえますか、そういう中では住民の負担をできるだけ、極力負担増にならないように、そういう意

味での取組をしっかりと進めてきたところでありまして、ご理解を賜りたいと、このように思っています。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

次に、収益的収支の関係についてお伺いいたしたいわけですが、今回例えば16%値上げしたといたしましても、収益的収支につきましては純損失が出てくる計算になるかと思っておりますが、そのような形の見通しでいいのか、今回16%上げても今後もこの収益的収支は相変わらず純損失として出てくるような状況になるのか、お伺いいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

水道事業所長。

水道事業所長（和野康弘君）

お答え申し上げます。先ほどのご質問でございますが、収益的収支の関係でございますが、今回料金改正することによりまして、この収益的収支、1年間の業務成績を示します損益計算書の関係になってきますけれども、こちらのほうは黒字への転換は難しいものと考えております。

今回の改正につきましては、まずは流動資産の金額を確保することということで、まずは現金、

預金を確保することを念頭に置いた改正でございます。当然水道料金につきましては、今回の改正でずっといくというのではなく、やはり定期的に見直しをしながら水道料金については考えていかなければならないと思っておりますので、適時その辺につきましては検討のほうを進めていきたいと考えております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回 16%の値上げによっても純損失は出てくるであろうというふうな見通しですね。分かりました。

そうしますと、やはり給水人口が減っていくであろうというふうな中身ですから、それもそうかなというふうな考えにもなるわけでございますが、今回の改定は預金残高も1億円残したいがというふうなお話も伺っておりますが、1億円を下回ることはないような、起債等の償還額にして充たさせる場合には、必ずこのぐらいの資金が必要だというようなお話も伺っているところでございますが、この預金残額も10年ほどで尽きるというふうなお話も聞いたような感じしておりますけれども、本当に10年ぐらい、今回の16%で持ちこたえられるような計算でしょうか、もう一度伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

水道事業所長。

水道事業所長（和野康弘君）

現在の推計で計算をした結果は、10年間はまずは流動資産を確保しながら運営のほうをしていけるという結果になっております。

ただ、当然今も物価上昇等も進んでおります。

そういったところも考えながら、例えば水道事業の場合は光熱費と相当な電気料とか、そういった部分、相当な費用がかかります。そういったところも注視しながら、その料金、支払い等も抑制をしながら、何とか持ちこたえられるように努力のほうは進めていきたいと考えております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。企業会計に移行いたしまして、独立採算の原則ということは、先ほど副町長のほうからも盛んに強調されておりましたけども、この精神についてはそのとおりのかなと、このように思っておりますが、例えばこれ以上にまた給水人口等が減っていくことが明らかになってくるとも予測されてくるわけでございますが、なかなかそうしますと収益的な収支についてもバランスが崩れてくるだろうと、このように思っております。企業会計の独立採算の原則はあるに

しても、非常に急激な人口減等による場合での収入減になったような場合については、一般会計との関わりはどのような考え方に立てばいいのでしょうか。

この水道事業については、オール値上げだけしか考えられないのか、それとも一定の部分では一般会計等からの水道会計への支援みたいな考え方は成り立たないのか、その見通しについて、これは副町長からお伺いいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今後の予想といいますが、今後の見込みをどう見ていくかということでもあろうかと思いますが、そういう中で最も大きく左右してきますのは、先ほどお話ししましたように設備投資した部分に対する償還といいますが、このことがかなり大きい割合をそういう面で示してくると、このように思っておるところであります。

基本的には、起債の償還に当たりましては企業会計が2分の1、町一般会計からの負担が2分の1という、そういう基本原則に基づきながら、その償還に当たっているものでありますが、そういう中に今委員がおっしゃいますように大変厳しい状況等々がありますと、当然その時点での一般会計からの2分の1の対応を企業会計で負担し

ていくという部分が大変大きな負担になってくる部分も予想されますので、そういう時期においては一般会計からの一部繰入れをしながら調整し、そして一定の料金で皆さんから利用していただけるように、そういう対応をしていかなければならないと、このようにも思っておるところであります。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第33号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第33号、葛巻町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第34号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案

件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 34 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 34 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 34 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第 9、議案第 35 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 35 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 35 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 35 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、原案のとおり適任とすることに決定しました。

次に、日程第 10、議案第 36 号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第 36 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 36 号、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、議案第 36 号、

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 37 号、葛巻町新庁舎建設工事（2 期：外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 37 号、葛巻町新庁舎建設工事（2 期：外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 37 号、葛巻町新庁舎建設工事（2 期：外構工事）の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 38 号、町道葛巻浦子内線道路改良整備（その 6）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 38 号、町道葛巻浦子内線道路改良整備（その 6）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。したがって、議案第 38 号、町道葛巻浦子内線道路改良整備（その 6）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13、同意第 11 号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから同意第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第 11 号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第 11 号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第 14、同意第 12 号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第 12 号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第 12 号、

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第 15、同意第 13 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略して、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから同意第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。同意第 13 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、同意第 13 号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

以上で本日の審査日程は全て終了しました。

あした 11 日は午前 10 時から開会いたしますので、本会議場に参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会時刻 10時58分)